

人種・民族差別・偏見と態度研究 (I)

—近代・現代の「人種」・「民族」差別と偏見—

坂西友秀 埼玉大学教育学部心理・教育実践学講座

キーワード：人種・民族・奴隷・奴隷解放・公民権運動・アパルトヘイト

1 世界の「人種」・「民族」差別と偏見

(1) はじめに 「人種」・「民族」差別や偏見は、21世紀になった今もなくなってはいない。今日では、「人種」についての議論は、自然科学の観点から人類の起源にまでさかのぼって検証されつつある。現代人に至るまでの進化の道のりには、いくつかの分岐があったことが認められている。現代人のルーツは、アフリカ人にあり、彼らがいつの日かアフリカの地からヨーロッパ大陸、ユーラシア大陸へと移動し、原人類が世界中に定住するようになったと考えられている。移動に伴い異なる環境に遭遇した私たちの祖先は、世代を重ねるにつれ環境に適応するために体を変化させ適応能力を獲得していった。肌の色も変化した環境への適応の結果だと考えられている。有害な紫外線の大量照射から身体を保護するためには、遮蔽能力を持つ「黒い」色素が必要であり、あるものは色素を少なくし環境に最適の状態を維持した。人類に関する新たな事実が解明され、発生の根源は同一であるという知識が普及しているにもかかわらず、私たちは、「肌の色」や「目の色」や「髪の色」の違いで人を区別し、差別し、偏見の目で見ることがある。「人種」・「民族」差別と「偏見」がなくなる背景には、人と人との関わりがあり、利益を求める人間の対立と紛争の歴史があるからだ。この章では、人が同じ「人」をどのように人種的に「区分」・「分類」し、「人種」差別と偏見がどのように生み出されてきたのか、「奴隷制」の歴史に遡って見ることにする。

(2) 奴隷と人種差別 今日の世界から見れば考えられない人種差別があった。「人種差別バスボイコット、パークスさん死去」。二段組みの小さな新聞記事（朝日新聞、2005年10月25日）が20世紀の象徴的な人種差別事件を報じている。公共交通機関で白人と黒人の乗車する車両を区別する法律は、1890年にルイジアナ州で作られ、鉄道に適用された。鉄道会社に『平等であるが分離(equal but separate)』という原則に基づく白人専用車両と非白人専用車両を作することを求めた。この法により、乗客は『自分が属さない人種専用の車両や個室』に入ることが禁じられ、違反した者を車掌が追い出すことができるようになった（バーダマン、2007, p.20）。合衆国憲法に反する人種差別が日常の生活で公然と行われていたのである。

アメリカで奴隷解放宣言が出されたのは1863年である（表1）。今から、150年以上も前のことである（猿谷、1971）。奴隷制は、歴史的なできごと・知識として学ぶ事項であり、過酷な人種差別は遠い過去のことだと、ほとんどの人は考えているのではないだろうか。にもかかわらず、人種差別は依然として根絶されてはいない。上掲の新聞記事によれば、「米国の黒人解放運動の先駆けとなった55年のバスボイコット事件の当事者ローザ・パークス（さんは）…南部アラバマに生まれ」た。「55年12月1日、同州モンゴメリーで、バスで帰宅中に人種隔離法に基づく『白人優先席』から立つように運転手から命じられたが拒否。警察に逮捕された。同市の教会のマーティン・ルー

サー・キング牧師らが抗議のバス・ボイコットを呼びかけ一年以上も続いた」(上掲紙)。バスの座席が白人と黒人で区別されていたことを意味する。人種隔離そのものの違法を提訴したパークスは、1956年、連邦最高裁の出した違憲判決により勝訴した。こうした事件を背景に、1950年代には公民権法が成立した(表1)。もっとも自由な国だと多くの日本人が思い、憧れるアメリカで、同じバスで座ることのできる座席が「人種」によって異なる、こうした状態が1950年代までまかり通っていた。日本では、新憲法が制定され、女性の参政権が認められて数年後の時期である。

表1 アメリカにおける黒人をめぐる歴史(1800年代・表左欄:1900年代・表右欄,猿谷,1971)

年	事項	年	事項
1850	1850年の妥協成立し、カリフォルニアは自由州となる。逃亡奴隷取締法の制定、アメリカ黒人労働者同盟ニューヨークで結成。	1920	国際連盟の成立
52	「アंकルトムの小屋」出版	21	ワシントン会議での黒人の提訴、このころから黒人ルネッサンス文化勃興す
53	アメリカ黒人最初の長編小説「クローテル、大統領の娘」ロンドンで出版(ベリー浦賀に來航)	24	すべてのインディアンに市民権を与える、排日移民法の制定
54	カンザス・ネブラスカ法の通過、共和党が結成され奴隷制不拡大をとなえる	25	ルネッサンス文化各方面にわたって最高潮に達す
56	南部各州で黒人の暴動続出、F・ダグラス共和党支持者声明	29	世界的経済大恐慌はじまる
57	ドレッド・スコット事件の判決、カンザス准州に流血事件続発	30	黒人権利獲得競争同盟の成立
58	リンカーンの公開討論会、ミネソタで自由黒人の選挙権を剥奪(日本および中国との修好通商条約調印)	1931	スコツボロー事件発生す、ワシントンへ黒人の飢餓行進(満州事変)
59	ジョン・ブラウンの事件	33	ニューディール政策の開始(ヒトラーの独裁政権確立)
60	リンカーン大統領当選、南カロライナの連邦脱退	37	日華事変、日独伊防共協定
61	アメリカ(南部)同盟政府の成立、リンカーンの大統領就任、南北戦争勃発、(ロシアの農奴解放令)	39	第二次世界大戦勃発
62	コロンビア府の奴隷制有償廃止、ホームステッド法の制定	41	太平洋戦争始まる、ルーズヴェルト大統領の布告で黒人雇用の公正化
63	奴隷解放宣言(1月1日)ニューヨークに不平等徴兵反対の暴動	42	公正雇用実施委員会の設置、デトロイトで人種暴動人種平等会議(CORE)の結成
64	リンカーン再選、ゲティスバーグの演説	45	第二次世界大戦の終結、国際連合の成立
65	解放民管理局の設立、南軍降伏、リンカーンの暗殺、憲法修正第13条で黒人の自由獲得を承認	1948	最高裁判決で二州以上にわたる交通機関の隔離禁止
66	市民憲法、新解放民管理局法成立し、黒人の生活援助を行なう、このころから2、3年間に南部各州で黒人法を実施	54	最高裁の判決で公立学校における生徒の隔離を禁止
67	最初の黒人大学(ハーワード大学)設立、南部債権法成立	55	ミシシッピーにリンチ続発、アラバマ州モントゴメリーで黒人のバス・ボイコット運動始まる、白人市民会議の組織化
68	憲法修正第14条で黒人の市民権を承認、キュー・クラックスこのころからさかんとなる(明治維新)	56	アラバマ大学でルーシー事件、公民権法制定促進のワシントン・デモ、各地に共学紛争起こる、最高裁の判決で公共バスの人種差別を禁止
69	全国黒人労働同盟の結成、大陸横断鉄道の完成	57	黒人投票権保護を目的とした新公民権法の成立、リトルロック高校事件、各地に共学紛争続出
70	憲法修正第15条で黒人の選挙権を承認。最初の黒人上院議員当選、この年から黒人の南部政界への進出めだつ、南部の面々綿花生産次第に回復	58	共学制促進のワシントン・デモ
71	南部に対する強制法通過	59	第1回アメリカ黒人作家会議、最高裁は共学の学校を閉鎖したヴァージニア州法に違憲の判決
74	全国黒人労働同盟の崩壊、グリーンバック党の結成	60	新公民権法成立、北カロライナで黒人学生による食堂坐り込み運動全米に波及、ケネディ大統領当選(国連南ア制裁討論)
75	デラウェアで黒人の市民権を制限する基準的法律を作成、北部の市民権法通過	61	アラバマ州をはじめとする各地にフリダム・ライダーズ事件、最高裁の判決で食堂坐り込み事件は無罪となる、政府雇用機会均等委員会の発足
76	このころから黒人に対するリンチ増大	62	ミシシッピー大学へのメレジス入学の流血事件
77	連邦軍の南部占領終わる、白人優越の復活(西南戦争)	63	アラバマ州バーミングハムの黒人デモ大規模の衝突となる、アラバマ大学で再び黒人入学の紛争、エパーズ暗殺事件、デトロイトをはじめ全米に黒人デモ、奴隷解放を記念する20万人のワシントン大行進

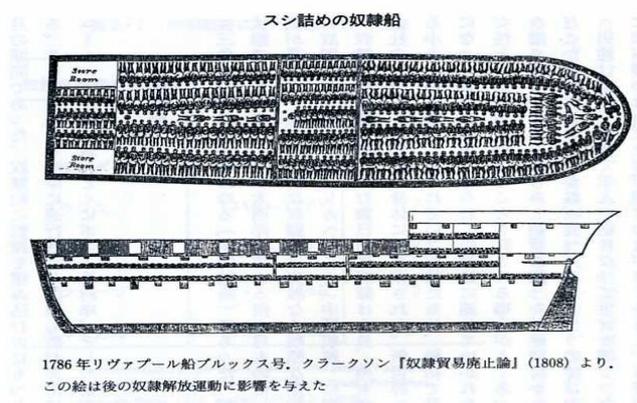
奴隷貿易の始まりは、15世紀の大航海時代にアフリカに進出したポルトガル人によるものだった。ポルトガル人は、アフリカ人を奴隷として輸出することに力を入れた(星・林,1978)。1580年から1863年の奴隷の貿易の廃止に至るまでに300万人以上の黒人がカリブ海諸島やブラジルに輸出されたという。表2は、南北アメリカへ送られた黒人奴隷の数を地域別に整理した資料である。奴隷貿易で扱われた人数は、1,000万人とも2,000万人ともいわれ、さまざまな説がある。図1-1は、黒人奴隷が奴隷船に詰め込まれた悲惨な状態を描いたものである。立錐の余地もなくすし

詰めにされていたことがわかる。まさに積み荷として運搬されていた。

表2 南北アメリカへの地域別奴隷輸入数（1451年-1870年），単位=1,000人（池本・布留川・下山, 1995）

地域および国	1451-1600	1601-1700	1701-1810	1811-1870	
英領北アメリカ	-	-	348.0	51.0	399.0
スペイン領アメリカ	75.0	262.5	578.6	606.0	1552.1
英領カリブ海	-	263.7	1401.3	-	1665.0
ジャマイカ	-	85.1	662.4	-	(747.5)
バルバドス	-	134.5	252.5	-	(387.0)
リウオード諸島	-	44.1	301.9	-	(346.0)
セント・ヴィンセン	-	-	-	-	-
セント・ルシア	-	-	70.1	-	(70.1)
多巴ゴ・ドミニカ	-	-	-	-	-
トリニダード	-	-	22.4	-	(22.4)
グレナダ	-	-	67.0	-	(67.0)
その他	-	-	25.0	-	(25.0)
仏領カリブカイ	-	155.8	1348.4	96.0	(1600.2)
サン・ドマング	-	74.6	789.7	-	(864.3)
マルティニーク	-	66.5	258.3	41.0	(365.8)
グアドループ	-	12.7	237.1	41.0	(290.8)
ルイジアナ	-	-	28.3	-	(28.3)
仏領ギアナ	-	2.0	35.0	14.0	(51.0)
オランダ領カリブ海	-	40.0	460.0	-	500.0
デンマーク領カリブ海	-	4.0	4.0	-	28.8
ブラジル	50.0	560.0	560.0	1145.5	3646.8
旧世界	149.9	25.1	25.1	-	175.0
	274.9	1341.1	1341.1	1898.4	9566.1

P.D.Curtin, The Atlantic Slave Trade: A Consensus, University of Wisconsin Press, 1969, p.2689 により作成



1786年リヴァプール船ブルックス号。クラークソン「奴隷貿易廃止論」(1808)より。
この絵は後の奴隷解放運動に影響を与えた

図1 立錐の余地もないほど詰め込まれた奴隷船（池本・布留川・下山, 1995）

(3) 現代の人種差別とアパルトヘイト 人種差別が法的・制度的に最近まで維持されてきたのは南アフリカである（英連邦賢人調査団, 1987）。星・林（1978）によれば、「南アフリカはアフリカ人民主義の高揚と黒人多数支配への移行という歴史の流れに逆らって、一番最後まで白人優位を存続させようとした地域として特徴づけられる」。南アフリカの白人優位の考えを背景とした人種差別は、アパルトヘイトと呼ばれる。アパルトヘイトは差別（discrimination）、隔離（segregation）、分離（separation）の3つの概念に区分できる。星・林（1978：以下断りが無い場合の引用は本文による）の定義を参考にしよう。“差別”とは、同一社会のなかに相異なる人種集団が共存・混在し、たがいに移動の自由はあるが、一方の集団が他方の集団に対して有利な機会を封ずることである。アフリカ人男性のヨーロッパ人女性との結婚の禁止、アフリカ人に対する「通行証」携帯の強制、食堂・ホテルなどへの立入禁止、アルコール類購入の禁止または制限、等々の“社会的アパルトヘイト”をさす。“隔離”とは、二つの集団が同一社会に併存し、一方の集団が他方の集団に対し有利な機会を封ずる点では“差別”と同じである。しかし、集団の居場所がある程度限定され、移動の自由は一方の集団の利益のために必要な限度でしか許されない点で“差

別”とは異なる。アフリカ人住民を特定の居住地に押し込める「土地指定制度」、アフリカ人地域の周辺に白人資本の企業を設立してアフリカ人の労働力を吸収しようとする工業分散化政策など、労働力再生産の装置として作用した“経済的アパルトヘイト”をさす。“分離”とは、二つの人種集団が個別に独立の政治権力を持つ社会を形成し、自由な移動や有利な機会は、それぞれの社会内部では許容されるが、たがいに排他的な両社会間ではまったく認められないものをさし、“政治的アパルトヘイト”とよばれる。

このように、20世紀の中盤以降になってからも身体的、外見的特徴によって「人種」を区別し、法的規定に基づき社会生活全般にわたる人種差別が行われてきた。南アフリカは、「制度化された人種差別主義」をとってきた。アパルトヘイト（「隔離」）は、その起源を「どのような民族が、いつ頃、南アフリカのどの場所に到達したかをめぐる論争と分ち難く結び付いている」という（オモンド、1989）。ケープタウンにオランダ人が最初に移民したのが1652年であるが、それより前からアフリカ人（コイコイ族（ホッテントット）、サン族（ブッシュマン））などは既に南アフリカに来ていた。1685年には「背徳法」が制定され、異人種間の性交渉が禁止された。このことは、まさに「人種間の混交」が進んでいたことを物語る。18世紀の初頭には白人は開拓地を求め東進し（ボーア人の移動）、白人とアフリカ人の衝突が起こることになった。1948年、国民党が選挙で躍進し、アパルトヘイト関連法が制定される契機になった。人口登録法、雑婚法、地域法が制定された。

1950年代に入り、選挙人名簿からカラードを排除する法案が可決された。アパルトヘイト政策は、一連の法案に支えられ、「南アフリカの人々の生活場所と労働場所を命令し、時にはその条件までも定め、また教育をどこでまたどのように受けるかを規定し、さらにどこでまたどのようにして支配に服従しなければならないかまでも定めている」ほどだった。公式的にはアパルトヘイトが始まったのは1948年である。しかし、その起源は、オランダ人が南アフリカに移住した1652年にまでさかのぼる。最初に入植したオランダ人は、フランスのユグノー教徒らとアフリカーンスとして地歩をかためていった。1948年にアフリカーンスが政権の座に就くに至って、アパルトヘイトが強固に敷かれたのである。

アパルトヘイトの変遷は、黒人の白人支配に対する抵抗と権利奪還の闘いの歴史そのものである。1910年に南アフリカがイギリスから独立し、自治領として認められた直後の1912年には、黒人による南アフリカ原住民族会議（後にアフリカ人民族会議）が設立された。圧倒的多数の黒人（2,300万人以上）をごく少数の白人（500万人）が支配し、圧政をほしいままにした。これがアパルトヘイトだった。1921年には人種区画制に反対する163名の住民を警官が射殺したブルーク事件（クイーンズタウン近郊）が起きた。1960年にはシーヤピルで黒人の権利を求める運動に参加した69人が警官に射殺された（ポストック、1990）。工業が発達し、多くの黒人労働者が働き、居住する南アフリカのヨハネスブルクでアパルトヘイトに対する抵抗運動が起こったのが1976年だった。このときソエト居住の12歳の黒人生徒に警官が発砲し死亡した。蜂起は他の黒人居住地へと拡大した。ソエトは、黒人だけが住むヨハネスブルク郊外の地区である。この事件で600人以上の子どもが殺害された。

その後も白人による黒人支配は強化され、1984年には南アフリカ新憲法が制定され、アフリカ黒人すべての市民権を奪い、“カラード”“インド系”“南アフリカ人”に限定した人種別三院制を実施した。すべての住民は、公式に4つの人種に分類された。白人、黒人、カラード、アジア人（インド人）である。選挙権は白人のみに与えられ、選挙権を管理する住民登録法が制定された。ア

パルトヘイト法案は最終的には317件という膨大な数を数えるに至ったという。白人の占める割合は全人口の15%、カラードとインド人は2%であり、黒人は全体の80%であった。それにもかかわらず、14%の土地 (homeland: ホームランド) をあてがわれたにすぎない。アパルトヘイト法の代表的なものは、異人種間結婚の禁止、背徳法 (白人と白人以外の性的行為の禁止)、集団地域法 (居住地域を制限する法: 84%は白人用地)、バンツール教育法 (教育内容を差別する法)、バス法 (通行証を携帯させる法)、公共施設分離法、鉄道法及び道路輸送法、労働規制法、工場法、等々であった。

(4) **アパルトヘイト下の人種差別教育** 強力な人種差別政策は、そのまま人種差別教育を生んだ (Geber and Newman, 1980: 以下断りがない場合の引用は本文献による)。南アフリカに西洋の教育が導入されたのは1658年だった。初期の黒人奴隷に対する教育は、キリスト教的信仰精神といかによき奴隷になるかを教えるものであった。その後オランダの入植者の子どもを対象に開校され、18世紀末には8校ほど開設された。19世紀になると、イギリスの教育協会から教師が派遣され、教会も設立された。これ以降 (1841-1842)、教師養成の学校 (Teacher Training Seminary) が作られた。ケープ (Cape)・コロニーの統治者として赴いたグレー (Joerge Grey) は、教育制度を整備し、現地人の教育に力を注いだ。教育基金を設け、教師の給与支給も制度化した。首長 (chief) の子弟の選抜教育を始め、1858年までに人種混合の学校を開設した。

南アフリカで英語教育の普及がはかれるのは、イギリス人が入植してからである。オランダによる教育とイギリスによる教育が拮抗した。1865年には1、2年生に英語の学習を義務づける法を制定し、学年をあげる努力も払われた。対して、アフリカーンスの言語を用いる権利を保証するための協会が1875年に設立された。1879年にはアフリカー人の役割と言語を保証するための組織が結成された。ボーア戦争後、1910年にはアフリカーンスも英語と同等に教えられるべきだと主張されるようになった。言語の問題は、憲法上は解決されたにもかかわらず、南アフリカのコミュニティ間の関係において依然として際だった問題である。アフリカーナがアイデンティティと勢力を求める象徴的な基盤がこの言語であった。アフリカ地域における教育では言語は重要なものであり、1976年に持ち上がるソエトの抵抗運動の主要な要因であった (Geber and Newma, 1980)。1980年以前の南アフリカの学校教育の概要は以下のようであった。最初期の教育は、準標準A (Sub-A/Grade1) と準標準B (Sub-B/Grade2) の2年間である。続いて初等教育が5年間用意され、標準1 (Standard 1~Standard 5) と呼ばれるものである。アフリカー人学校では6年生が設けられた。さらに、その後高等学校が5年用意される (Forms 1 (Standard 6) ~ Forms 5 (Standard 10))。

人種隔離教育の実施か人種混合教育の実施か、この問題は南アフリカの大きな教育問題であり、政策的問題であった。隔離派は、白人には高度な教育が必要であり、それは教育の程度によって雇用・就業が影響され、人種平等の教育は白人の優位を脅かすことになるからだと考えた。一方混合教育派は、異なる人種が共同して働く場合、知識や技術の格差があるのは好ましくないと考えた。現実には、人種別学校の数が増加する傾向にあった。1911年には、すべての人種グループに対する学校分離を認める教育委員会法を南アフリカ連合国の最高裁Appellate支部が認めた。1948年には国民党権が樹立し、アフリカー人教育に関する報告を行う委員会が設置され、1952年に報告が行われた。この報告がその後の人種差別教育の基本になっている (Geber and Newma, 1980)。住民には過去においても現在においても、環境の変化にかかわらず、固有の人種的性質があり、異なる特徴を持ち、適性や要求にも独自のものがある。したがって、彼らに対する教

育は、その人種的民族の独自性を十分考慮したものでなければならず、白人に対する教育とは異なるものでなければならない。この見解を具体化し、教育を行政だけでなくその内容においても区別し、3つの人種グループ別に差別的に実施することを規定したバンツー教育法が制定されたのが1954年である。

原住民は、白人社会には適応できないし、居る場所もない。ただ一つ彼らが白人社会に見いだすことのできる居場所があるとすれば、それはある種の労働形態をとる労働者としてである。バンツーの人々は、自分たちのコミュニティーに生き、そのコミュニティーで活動するのに役立つ教育こそ必要なのである。白人と同じ教育を受けても、仕事を求める段階で、望んだところに就業することができず、欲求不満を募らせるだけである。原住民に対する計画性のない教育は、明らかに多くの問題を生み出し、バンツーの共同体を破壊し、ヨーロッパ人の共同体に大きな脅威を与える。まったく具体的目的も持たず、資金を投入して教育を続けることは、不経済であるばかりでなく、不正義でもある。主張は、理にかなっているのだから、人種に応じた人種差別教育が導入されるべきであり、それぞれにとって有益だ、というのである。この論理は、大学レベルでの人種分離教育の根拠にもなっていた。こうした人種差別教育は、外国の出来事と思えるかもしれないが、第3章でとりあげる「日本のアジア諸国の植民地」における「日本（語）の教育」実施と共通するところが大きい（坂西，2006a）。たとえば、韓国語を廃して日本語を公用語として強制し、学校教育はすべて日本語で行ったことや、韓国にあった学校をいくつかに分け、日本人の子どもだけ在籍する学校と現地韓国の子どものみと日本の子どものみとが混在して在籍する学校等が設置され、教育内容にも違いがあったこと、等々である。近代の日本の植民地政策と重なる部分も大きく、考えさせられる点が多いのである。植民地での「皇民教育」は韓国に限らず、台湾、満州、南洋諸島にも日本国内にならった教育令が発令され、日本式の教育が実施されたのである（坂西，2006a）。

表3は、アパルトヘイトが行われていた1970年代の南アフリカの18歳未満の青少年の中等学校への就学率を人種別に整理した資料である。人種の区分が、白人(White)、アフリカン(African)、インディアン(Indian)、カラード(Coloured)の4種類になっている。学校教育が、人種別に行われることを反映した統計資料であることを示している。また、1945年から1975年まで、一貫して白人の就学者の割合が一番大きくなっている点も注目に値しよう(1945=269%, 1969=33.00%, 1975=37.00%)。それに対して、アフリカ人、いわゆる「黒人」の就学の割合はもっとも小さい(1945=2.00%, 1969=4.20%, 1975=8.62%)。インド人、アジア系の有色人が2位、3位の割合

表3 中等学校の生徒の割合 (%) *

人種	1945	1969	1975
アフリカ人	2.00	4.20	8.62
白人	26.90	33.00	37.00
インド人	5.50	23.00	28.00
カラード	2.50	10.80	13.30

* Hansard, Col. 783, 30 April 1976. Minister of State Department of Statistics.

Report 21-02-02 "Education Whites". 1969, p.53.

"Education Beyond Apartheid", Sprocas Johannesburg. 1971, p.23.

Bantu Education Journal. June 1976, pp. 20-21.

Bantu Education Journal. August 1976, p. 15.

"Stepping into the Future". Distributed by Department of

Information of Republic of South Africa, pp. 26, 30.

Hansard, Col. 264, 18 February 1976, Minister of Indian Affairs

Hansard, Col. 931/2, 1975, Minister of Coloured Affairs.

図2 南アフリカのアパルトヘイト

(朝日新聞 2006年12月19日)

を占めている高等学校における黒人生徒の割合は、他の人種グループの生徒の割合に比べ、常に低くなっている。理由は、利用できる学校が少ないこと、アフリカ人生徒の年齢が高いこと（年齢が高くなってから学校に入る子が多く、そのため大人の責任を引き受けるために早くに学校を出なければならない）等である（Geber and Newma, 1980）。

時代に逆行する人種差別政策は、国際的な非難を浴び、人種平等の選挙権を盛り込んだ新憲法制定への運動を生む力になった。人種差別を撤廃する新憲法が制定されたのが1996年で、今からわずか20年ほど前のことである。徹底した人種隔離政策は、奴隷制を彷彿させるものであり、長く続いた白人至上主義の圧政による人種差別の被害は現在でも残っている（図2）。

(5)「黒人」イメージ ハッチンソン（1998）は、現代の黒人イメージの形成を次のようにとらえる。「劣等で邪悪なブラック・メイルというイメージは、嘘と真実が半々に入り混じった昔ながらの神話の上に立っている。それは、ヨーロッパ人がアフリカを征服したときにつくりだされ、奴隷時代に育ち、差別が露骨にできなかった時代に巧妙化・陰湿化し、レーガン＝ブッシュ時代に復活してきた神話である」。個人差別、人種差別は、支配者によって巧妙に作り出されてきたと指摘する。「プランテーション経営者は、おのが権力と支配権を維持するために、黒人男は野蛮で性衝動過多だというイメージをつくりあげた。十九世紀末から二十世紀初頭の科学者や学者先生は、人種の支配の強化と正当化のために、黒人男は生来的に犯罪者で精神的欠陥があるという疑似理論をデッチあげた。同時期の政治家や経済人は、黒人男は強姦魔で野獣だといって、私刑や政治的支配を正当化した。レーガン＝ブッシュ・リムボー型の保守派は、ブラック・メイルは無気力で不精者だというイメージをばらばまいて、公民権を前の水準まで後退させ、社会福祉の各種プログラムの削減を図った」。黒人に対する差別と偏見は、あらゆる権謀術策を用いて作り出されてきたものであることを厳しく指摘する。「ブラック・メイル・イメージ陰謀は、過去の陰惨な人種差別に起源を発する。その複雑な仕組みと共謀者の範囲を知るためには、白いアメリカ人が婉曲表現を捨て、品よくまとっていた衣をかなぐり捨てて、自分たちがほんとうに思っているように黒人男を呼んだ時代、つまり「ケダモノ」(beat) と呼んだ時代から論を始めるのがよい」という。人種差別問題には、アフリカ大陸で始まった奴隷狩り以来の長い歴史的、政治的過程があるのだ。

ハッチンソンの分析は続く。「『ニガー』の語源はスペイン語の negro（黒を意味することば）だ」という。奴隷貿易以前から西洋人には黒いものを忌避する傾向があった。『オックスフォード辞典』は『ブラック』を『汚れた、穢れた、むかつくような、悪意に充ちた、不気味な、恐ろしい、邪悪な、危険と嫌悪の印』と定義し、『ホワイト』を純血、徳、名誉と定義している。文明を誇っていたヨーロッパの人々が、世界各地に進出するにつれ、西洋文化とまったく異なる生活をする人々と出会い驚嘆した。「初期のヨーロッパ人交易商人や探検家の日誌や紀行文には、アフリカの野蛮人の風変わりな、いわゆる獣的な慣行についての恐怖物語がいっぱいある。彼らにとってアフリカ人は宇宙人みたいなものだった。だから人間以下の生物と呼ぶのに何ら抵抗はなかった。それがあったから、奴隷商人が黒人を人間としてではなく、物財の1つとして扱える精神的余裕をもてたのである。ヨーロッパの言語と思考の中で、「ニグロ」と「奴隷」はたちまち「低級」「墮落」と同意語となり、一方「キリスト教徒」「自由」「英語」「白人」はまさにその反対を意味することばとなった」（ハッチンソン, 1998）。西洋にはないアフリカ土着の独特な風習・習慣が、西洋人のアフリカ人劣等視と非人間的扱いの根源にあった。

一方、岡倉（1999）は、前近代の西洋人のアフリカ観の分析を行っている。「アフリカから黒人がはじめて奴隷として直接ポルトガルに連行されたのは、1444年である。このときから、ポルト

ガルの商人たちは、ただひたすら私利私欲を追求するために、アフリカ人を苦しめ、彼等の血をしぼりとする事業＝奴隷貿易を開始した。黒人奴隷は、ポルトガルの土地開墾の労働力として酷使された。そして、「奴隷労働の使用の倫理性については、黒人に洗礼を施して魂の救済を与えることの代償だから、少しも罪深いことではないと考えられた」（岡倉，1999）。黒人の身体の屈強さが誇張され、過重な労働にも肉体的苦痛を彼らが感じることは少ないと主張された。また一方では、黒人を奴隷として輸送する「事業」を正当化するために黒人の野蛮性が強調された。ヨーロッパの白人が、初めて「黒い肌の、しかも丸裸ないしは裸同然で暮らす人間がこの世に存在することを発見したときの驚きは、彼の同時代人ばかりではなく、後世においても長らく共有されるものであり、これがヨーロッパ人のアフリカ人＝野蛮人の原点となっている」（岡倉，1999）。さらに、リンネの人の分類が、人種観の形成に後々まで影響を及ぼしたとの指摘は興味深い。「アフリカ人―黒い肌、粘着質、筋肉が弛緩。なめらかな肌、猿に似た鼻、ふくれあがった唇、女性の乳房は膨張している。その乳房から豊富な乳がでる。狡猾、怠惰、無頓着。体に油を塗りつける。権威に従う」（マーシャル & ウィリアムズ，1989）。分類では、現代に広がっている「人種」デフォルメと一致する「黒人」の特徴づけがなされている。

こうした黒人観は、日本が開国を迫られ、西洋人と頻繁に接するようになったとき、「裸体」を公衆の面前に曝す日本の慣習が、西洋人に野蛮人視されるとして、厳しく制限したことを思い起こさせる。また、「色の白いは七難隠す」、あるいは「白」のことばが犯罪容疑が晴れること、無罪、潔白を表すことは、白色に対して西洋と共通する感覚が日本人にあったことを示すのもであろうか。ヨーロッパから「半開」と見られていた19世紀末の日本人のアフリカ人観は、西洋流のものであった。「アフリカ（人）を「野蛮」、「未開」、「暗黒」あるいは「土人」、「魔界」という用語でステレオタイプに記述したり、イメージすることは、福沢の本（文明論の概略）あたりから近年にいたるまで変わるところがない」（岡倉，1999）。しかし、福沢よりはるか以前の16世紀には、西欧社会を見聞してきた天正の遣欧使節が、エチオピア人を例にアフリカ人に対する西欧社会にある差別と偏見を語っている。彼らの黒人観には、「人種」としての劣等視がはっきりと表れていて、現代の「人種」ステレオタイプに通じるのもである（坂西，2005）。19世紀に至り西洋文化の摂取にひたすら邁進した日本は、彼の文化を基準にした世界観・視点をも絶対的なものとして吸収し、身につけ、白人以外の有色の人々に対する差別・偏見を当然のものとして受け入れた。

(6)「人種」の分類 そもそも人種とは何か。人種はくり返しくり返し論じられてきた。「宗教的・大衆的な考え方の中で、すでに12世紀から、黒という色、そして黒い人間が、悪魔と結びつけられてきた。…黒人の劣等生に関する最初の系統的な定式化は、1774年に出版されたエドワード・ロングの『ジャマイカの歴史』に始まっている」という（ピーター・フライヤー，1984，ムーア，2005より）。ロングは、植民者であり作家であった。「ロングは黒人達を、神からアメーバへと続く存在の大きい連鎖の中で、白人に劣り、高等霊長類に近いものとみなしていた。黒人は、白い人間よりも、サルやオランウータンに近い存在とされたのだ。また、ロングは、（下層階級の）白人女性は黒人男性を好む性向があり、黒人男性も同様に、白人女性に情欲を駆り立てるとも述べている。黒人は怠惰でかつ好色である」と（ムーア，2005）。地質学や考古学の発達により、世界各地で異なる体型の人間が発掘された。「異なる場所に異なる人種を配置する、というのが神の摂理であるように見える。人間の起源は複数存在し、人種によって文化が決定され…人種こそが歴史の原動力と考えられるようになった…。…白いコーカサス人種は文明の最上層に到達しているのだと主張される一方、ニグロ人種はいまだ原始的な野蛮の状態にとどまっているとされた。人

間の文化的な差異は永続的なものであり、それは基層に横たわっている本来の差異の表出だという合意が、1800年代中葉に合衆国、イギリスそしてフランスの書き手たちのあいだで、形成されていった」(ムーア, 2005)。19世紀に開国を迫られ、文明開化の手本とした米英仏で人種区分の基礎ができあがっていたことは重要である。

18世紀、19世紀頃には、社会的指導者や知識人は人種のランクづけの妥当性を疑わなかった(グールド, 1998)。インディアンは白人より、黒人は他のすべての人種より低級に位置すると考えられた。強硬派は、黒人は劣等であり、その生物学的地位は、奴隷化や植民地化を正当化するものであると考えた。柔軟派は、黒人は劣等であるが、人々の自由に対する権利はその人の知能レベルによるものではないと考えた。進化論が公認される以前には、人種の等級を正当化する二説があった。一方は、すべての人々は聖書に示されたアダムとイヴに起源を持つとする人種単起源論である。人間はエデンの完全無欠から退化した産物であり、退化の度合いは人種により異なり、白人では小さく、黒人では大きい。人種差を生み出す最大の主要な原因は気候にあると考えた。他方は、人種は生物学的に別個に創造された種であり、異なるアダムの子孫だと主張する人種多起源論である。したがって、黒人と白人は別な生物であり、「人間の平等性」は問題にならないと考える。いずれにしても、黒人はゴリラや類人猿のチンパンジーに類似していることが誇張された(グールド, 1998)。挿絵や戯画にデフォルメされる「黒人」の特徴が、動物との同列視に起源があることがわかる。日本にもキリスト教の人種観が16世紀には宣教師の布教活動と共に持ち込まれていた。はるばる日本から西洋に渡り、その後帰国した天正の遣欧使節は、黒人の肌の色の黒さを「原罪」の視点から解釈してみせている(坂西, 2005)。

漠然とした「人種」的偏見が遙か昔から人々の観念に生まれてきたことを、ここで改めて振り返っておこう。善・光と悪・闇という二分法的思考は長く続き、近代の初期には、魔法をかけようとするときに悪魔が黒人男性に化身して現れると考えられるようになったという。「悪魔と類人猿、そして黒人男性は明確には区別できないものとされ、その三者ともが、女性、なかんずく白人女性に対して、飽くことない欲望を共有していると考えられていた。われわれに馴染み深い近代的な用語で人種が論じられる以前から、色の黒い人々が白い人よりも劣っているという考え方が、かなり漠然とした未完成な形で広範に信じられ、実感されていたということは、どうやら事実のようである」(ムーア, 2005)。民衆の間に広く浸透した迷信的ともいえる人種観が、その後人種を類型化する土壌を形成していたのである。

(7) 人種区分の実際 人種は実際どのように区別され、それぞれの人種はどのように呼ばれ、分類の基準はどのようなものなのか。つい最近まで合法的に人種差別を認め、法制度で「人種」を規定していた南アフリカのアパルトヘイトを例に見ておこう。アパルトヘイト政策では、人々を主に四種類に分類した。「白人」「カラード」「インド人」「黒人」である。しかしこれらの人種用語は日常生活では使われていなかったという。この四つの人種カテゴリーに属することになっている人たちにとって、この用語は容認しがたいものであった。オモンド(1989)によれば、多くの場合日常生活では、「黒人」と「白人」の二つの用語で用が足りた。「白人」はヨーロッパの系統に属すると分類され、そのように認知された人に対して適用された。「黒人」ということばは、公式用語としてはアフリカ人を指す場合にのみ用いられた。公式的には、アパルトヘイトの対象になる「黒人」「カラード」「インド人」の総称として「黒人」が用いられた。

1950年の人口登録法では、「白人」、「カラード」、「原住民」(バンツと呼ばれ、後に黒人の呼称になる)の三種類に人種を分類した。後者二つは民族集団に応じてさらに下位グループに分割

された。1959年の布告46号では、カラードは、ケープ・カラード、ケープ・マライ、グリカ人、インド人、中国人、「その他アジア系」、「その他カラード」に分類された。その後法案の改廃はあったが、この分類法が踏襲された。

では、人種を区分・分類する基準は何か。だれもが納得する明確な根拠、基準はあるのだろうか。私たちが「人種」を区別する時に注目しやすい標識（メルクマール）や特徴を、アパルトヘイト政策の人種区分の中に見いだすことができるかもしれない。また、人種の違いを表す諸特徴を特定することは、それらの属性の肯定的ないしは否定的評価を介して、人種差別・偏見を生み出すことにつながる。人種分類の基準と人種的特徴の特定は、本研究で焦点を当てる人種・民族的偏見とデフォルメの関係を考察する上で示唆的である。1960年の人口登録法では、「外見」、「社会的認知」、「評価」の三つの基準を用い、1962年の改正法では、「社会的認知」の重視を改め、「容姿」と「認知」を一体として「人種」の分類を考えることとした。「社会的認知」とは、衆人が当人を特定の人種に属する人であると認めるか否かに関わり、人種の判断が外見に大きく依存することを考えると、この基準は「容姿」の基準と大きく重複しているともいえよう。1967年の登録改正法では白人であることを認定するための具体的な基準・定義が示されていて興味深い。①「外見において白人であることが明白であり、カラードとして社会的に認知されていない者」又は、②白人として社会に認知されており、外見の点において、明らかに白人でないとはいえない者。さらに、次の付加的な条項が設けられていた。「白人であるかどうかの決定において、『その者の習慣、教育及び話し方、並びに品行及び行状を考慮するものとする』（オモンド、1989）。厳格に法的・制度的な差別と偏見が適用される「人種」の区分・分類には、いかようにも解釈できる個人の「外見」と「社会的行動様式」が重視されていたのである。人種の違いによるいかなる差別の導入にも正当性はないのである。

人種の分類は、専ら外見による主観的判断を重視している点に、注目しなければならない。裏を返せば、上記の「人種」分類基準は曖昧であり、恣意的な判断に依存しており、人種を区分する明確な客観的基準はなかったことを暴露している。人種を確定するために実施される検査は、冷静に見れば「滑稽」なものである。「指の爪が検査される。また、髪の毛を櫛ですく検査も用いられる。髪の毛が固くカールし櫛に引っ掛かる場合には、その者は白人よりもカラードに分類される確率が高い」（オモンド、1989）。こうした主観的な基準に基づく検査法は、人種・民族差別と偏見が、私たちの心理的な問題に強く根ざしていることを示唆するものだ。もとより人種を区分する絶対的な基準が存在しないとすれば、どのような「人種」判定基準も意図的なものにならざるを得ないのである。「人種」の違いによる、いかなる差別の導入にも正当性はない。

(8) 人種の起源は同一 人種の区分は一体何を根拠に生まれてきたのだろうか。最も有力な人種分類の起源は、カール・リンネ（1758；「自然の体系」、グールド、1998より）の分類にあるという。リンネは、ホモ・サピエンスを、地理的状況と、皮膚の色・気質・精神的態度によって4種の人種に分けた。地理的条件による分類では、アメリカナス、ヨーロッパピウス、アジアティスカ、アフェル（アフリカ人）の4人種である。その後、ブルーメンバッハ（1795グールド、同上より）が、リンネを元に、地理的条件と容貌から、人種を5つに再分類した。「ヨーロッパとそれに隣接する地域に住む皮膚の色の明るい人々のコーカサス人種、中国と日本を含めた東アジアの住民のモンゴル人種、アフリカに住む皮膚の色の黒い人々のエチオピア人種、新大陸の先住民のアメリカ人種、そして太平洋のポリネシアやメラネシアの人々およびオーストラリアの原住民からなるマレー人種」である。リンネでは明確にされていなかった人種の等級を、ブルーメンバッハは身体的な美

しき・美貌を基準に序列化し、コーカサス地方の人にその美の典型を認めた（コーカサス人種）、というのである。

遺伝子レベルの人間の分析が進む現在、人種の議論は新たな展開を見せている。アフリカ人はヨーロッパ人やアジア人に比べてはるかにSNP（single nucleotide polymorphism, ニップ、一塩基多型の略、遺伝子の一塩基が入れ替わったもの）の多様性が高く、他方ヨーロッパ人やアジア人の多様性は同程度である。アフリカ人は塩基多様度において他の集団よりはるかに多様であることが明らかになった。アフリカ人の多様性の大部分は、人類がアフリカ起源であるので、その長い進化の歴史の間に蓄積されたものであり、ヨーロッパ人らとの分岐後の変異事態は微小であることを意味する。さらに重要なことには、ヨーロッパ人およびアジア人の塩基多様度の大部分は、アフリカ人の塩基多様度の部分集合と見なしうるのである。つまり、遺伝学的にはヨーロッパ人やアジア人がアフリカ人と同次元的な範疇ではなく、あくまでもアフリカ人のほぼ部分集合にすぎないことを意味する」（竹沢, 2005）。現在、多種多様な人々が世界に存在するが、元をたどればみなアフリカ人の集団に包摂されるという。

さらに、皮膚の色の違いに関しては、環境への適応の結果生じたと考えられている。「皮膚の色は、世界諸地域のそれぞれの環境に応じて選択圧がかかり、その結果差異が生じるのであって、遺伝学的には意味が薄い（その意味で身体の表面にある皮膚の色は『表面的な形質』にすぎないとしばしば言及される）ということがわかってきた。…皮膚や毛髪の色は、MC1R（メラノコーチン・1・レセプター遺伝子）と呼ばれるある一つの遺伝子のさまざまな対立遺伝子の働きによって決定されることが明らかになりつつある」（竹沢, 2005）。MC1Rは、紫外線の皮膚への作用を抑制または促進するメラニン細胞のメラニン色素（茶色、黒色、赤色、黄色）の生成を決定する。環境や緯度の差による日照時間の違いでMC1Rに変異が生じるといわれる。アフリカを離れ高緯度の地方に居住したヨーロッパ人の皮膚が明色になったのは、黒褐色の皮膚の色が必要ではなくなったからだ。ヨーロッパ人のMC1R遺伝子にもっとも変異が生じているのはその証拠だという（竹沢, 2005, ブレイス, 2005）。アフリカ人が世界各地に移動する過程で、それぞれの気候や環境条件に適応するために、条件に適した生理的活動が活発または不活発になり、皮膚の色に違いが生じた、と考えられる。

ブレイスもまた肌の色が、環境への適応の過程で変化することを示している（ブレイス, 2005）。皮膚の色は、メラニン粒子によって決まり、このメラニンは、ガンなど致命的なダメージを人体に与える可能性を高める有害な紫外線を吸収する能力を持つ。したがって、紫外線の強い熱帯地方に住む住民の濃い肌の色は、適応を有利にするのである。非熱帯に住む人々の肌の色が薄い理由は解明されてはいないが、紫外線の量が少ないことと関係することは確実であるという。北方では、紫外線を防ぐための濃い皮膚の色素は必要ないため、紫外線を選択圧が減少し、その結果北方の人々のMC1R（メラノコーチン・1・レセプター遺伝子）に突然変異がより多く蓄積され、脱色素が引き起こされた。さらに重要なことは、肌の色が作り出される過程は、他の身体組織の進化の過程とは無関係であるとの指摘である。「肌の色の違いが、人類適応形質の他の側面と関連しているという主張には、生物学的な正当性はない」、ということだ。

サイクス（2001）は、ミトコンドリアのDNAを解析・解読することによって、人類の発祥はアフリカ（約15万年前）で、その後世界各地にその子孫が広がったことを裏づける資料を提示している。ミトコンドリアには細胞核にある他の遺伝子に比べ、ミトコンドリアDNAが百倍も多く含まれている。そして、ミトコンドリアDNAには、過去を再構築する理想的な特性があるという。

ミトコンドリアDNAは母親からのみ子どもに受け継がれ、コピーされる。ミトコンドリアDNAの塩基配列が同じ個体は、同じ母から生まれたことを意味しているのだ。こうして、現代人の起源をたどると、アフリカにたどり着くことが明らかにされている。現代の人々はアフリカに起源を持つ同じ「人種」だということだ。

このように、最近の遺伝子レベルの諸研究は、肌や目や髪の色の違いや容貌・外見の違いをもとに区分され、異質だとされてきた「人種」が、そのルーツをたどれば同じ祖先に帰着することを、異なる分析方法をもとに明らかにしている。

(9) **人種による身体的特徴の違い** 人類が、同一の起源をもつことが明らかになりつつあるとはいえ、「人種」問題が解消し、人々の観念から「人種」が姿を消したわけではない。文明化の度合いにより低級から高級へと類型化された「人種」は、それぞれに「進歩」の程度を表す外見的特徴があると考えられてきた。最先端の手法と技術を駆使して明らかにされた科学的知識が蓄積され、世界を駆けめぐる今日においても、外見や容貌による「人種」「民族」の区分は人々の心に根強く生きている。

いわゆる「人種」による身体的特徴の違いに関して、高野（1977）は次のように述べる。「生きているヒトを観察すると細かな点で黒・白・黄それぞれに違いが出てくるという。よくあげられる例として①蒙古ヒダ、②鼻の形、③唇の厚さ、④顎の発育度、⑤毛髪と体毛、⑥体系、⑦虹彩や毛・皮膚の色がある」（高野，1977）。高野によれば、唇の厚さは、「人種」により異なる。「黒人の唇は人喰い人種として、ターザンや冒険ダン吉に出てくる顔を思い出せばよく理解できる。鼻の下にヒトの骨を横に突き刺した土人で唇の厚くなった顔である。はっきりしているのは、こういう強調された黒人は実際にはいないことだ。あくまでも黒人の原始性を強調したい白人や日本人の作り出した黒人像にすぎない。「人種」の違いをことさら強調して描写するのは、それなりの意図があるということだ。「黒人」の特徴として定着してきたステレオタイプに「厚い唇」がある。唇の厚さが、未開性、野生性、そして猿との親近性示す根拠にはならないことを、高野は次のように説明する。「一般に黒人の唇は厚い。白人は薄く、黄色人種はその中間とってよいであろう。ゴリラやチンパンジーの霊長類では、唇は薄いけれどあるにはある。胎齢44日のマカクでは、口唇は確かにあるけれど、成長するにつれほとんど消え去ってしまい、成長した普通の猿には見られない。したがって、猿でも高等になるにつれて胎児期の口唇が残って存在しているわけで、この延長を考えるとヒトでも厚ければ厚いほどより進化していることになる。白人よりも黄色人、さらに黒人の方がより進化しているわけだ。つまり、ヒトの胎児では三ヶ月頃には立派な口唇があり、顔の大きさからいうと、鼻根に見れば大人のヒトより厚いくらいである。この胎児の口唇が生育したヒトにもそのまま存在しているのがヒトである。生育しても胎児のままの形態をしていけばより厚いことになる。このようにヒトの口唇についても、胎児化を進めた結果であることがわかる」。俗説とは逆に、口唇の厚さは進化の程度に対応しているという。

皮膚の色、唇の厚さなど、外貌による種々の特徴が、人間の「品等」を反映しているという主張の根拠は、近年の研究により否定されている。それにもかかわらず、私たちは、依然として、容姿の異なる人々に対して、何の理由も根拠もなしに否定的感情や肯定的感情を抱くことも稀ではない。「印象」に基づく差別や偏見は、生物学的な知見を無視するものであり、まさに心理的な問題である。「人種」に限らず、差別と偏見の問題は、教育の普及と科学的な知識を浸透させることによって解決すべき最も重要な課題の一つである。

(10) **象徴化された「黒人」サンボ** アフリカ系の人々に対する定型的、固定的な観念やイメー

ジはどのようにして形成されてきたのであろうか。本研究で扱う特定の人種・民族に対する誇張した表現や描写、そしてデフォルメと密接に関わる「人種・民族」ステレオタイプの形成の過程を、「黒人サンボ」を典型例として把握しておくことにしよう。

「サンボ」が登場する小説の一節を紹介しよう。「彼はクリオール人（南アメリカや西インド諸島に移住した白人の子孫）で、儀礼やしつけについての考えかたは、純血のポルトガル人式だったので、彼が心を許すのは、イギリスから買った艦と一緒にやってきたランカシア（イングランド北部の州）出身の機関士ホルロイドだけで、それも英語を使う練習のためだった—彼のthの発音は、ひどくあやふやだった。『まったく、おれをばかにした話だ!』彼はいった。『人間がアリにむかってなにができるか。やつらは、きたと思えばいってしまうのだから』『話によると、こんどのやつらは、いってしまわないそうですよ』ホルロイドがいった。『あなたがサンボだといわれたあの男がいうのでは—』『ザンボさ—一種の混血だよ（黒人とアメリカ土人または黒白雑種人の混血を、サンボまたはザンボと称する。サンボはスペイン式発音）』『サンボですよ。あの男は、住民のほうに逃げていたってしていました!』…『あのサンボのやつが、こんどのは種類のちがうアリだといっていますよ』ホルロイドはいった」（ウェルズ, 1970, p.10-11.）。ウェルズのアリの帝国の一節に登場する混血児サンボである。

「サンボ」といえば、日本ではすぐに連想するのはヘレン・バンナマン原作の「ちびくろさんぼ」である。ストーリーと描写が持つ人種差別・偏見・ステレオタイプが問題とされ、一時ほとんどの「ちびくろさんぼ」の本が絶版にされた。絵本を通しておとなから子どもまで親しんできた「さんぼ」であるが、「さんぼ」は差別される黒人を象徴的に表すネーミングであり、一般化された人物像・黒人像でもあった。「さんぼ」が、ヘレン・バンナマンが創作した男の子「ちびくろさんぼ」の呼称であり、固有の名前だと思っていた読者もいたかもしれない。だが、「さんぼ」は固有名詞ではない。「黒人」一般を象徴的に表すことばとして人々の間に定着してきたものである。ボスキン(2004)によって、「さんぼ」が時代ごとに身にまとってきた、というよりも差別する側の人々によって着せられてきた衣装、象徴的な意味を理解しておこう。

サンボは大衆によって生み出され、大衆と共に生き、時代の移り変わりにより内容が変化してきた。その変化の過程を見ることにしよう。「サンボがアメリカへ渡った時代は、奴隷解放（1863年）が一時的夢のように再建時代を駆けぬけたあと、黒人に対する政治的社会的弾圧が再び当然のように強まってきた時代であり、黒人に対するリンチなども史上最大の数が記録されていた頃だ。サンボという言葉は、もともとはアフリカ起源であり、地域によっては尊称としてさえ使われていたというデータもあるが、奴隷となって大西洋を渡ったあとでは全く違う、ネガティブなイメージを持つようになっていき、特にアメリカ大衆芸能である minstrel・ショウのなかで、滑稽で知恵の足りない黒人というイメージを持つ名称として定着するに至って、サンボの北米での悲しい命運は定まってしまったのである」（ボスキン, 2004）。「サンボ」は、「滑稽で知恵の足りない黒人」を代表する呼称になった。

アフリカ人を奴隷としてアメリカ大陸に連れていく前に、ヨーロッパ諸国による原住民の酷使が行われたことも忘れてはならない。「15, 16世紀におけるスペイン、ポルトガルによるアメリカ大陸の征服、略奪に始まる。現住インディオ労働力の強制使用による銀生産や大農園経営や貢納制による搾取的支配は、ヨーロッパ人が持ち込んだ各種伝染病の猛威とあいまって、インディオの人口の激減をもたらした。同時に砂糖生産の技術が地中海から大西洋の諸島をへて、カリブ海やブラジル北東部に伝播し、ヨーロッパで魅力的な奢侈品として人気を高めるようになった。しかし、

インディオ労働力の激減にかわるアフリカからの奴隷供給体制が整うまでには、しばらく時間的間隔があり、砂糖生産は小規模にとどまった」（池本・布留川・下山，1995）。ヨーロッパの人々がアメリカ大陸を「開拓」したときに、原住民・現地住民を未曾有の規模で虐殺したことはよく知られた事実である。サンボ誕生の背景には、ヨーロッパ諸国による「新天地」の開拓と植民地の拡大があり、現地住民の虐殺、迫害、そして支配と隷属があった。

大衆受けする黒人道化師「さんぼ」の移り変わる姿とその特徴が歌われている。

三百年前に生まれ、人々の記憶も薄れ
正確な生年月日は不詳
踊り、闊歩し、笑い、
アメリカ社会を舞台にし
黒い顔で虚勢を張って、

遠い昔のことだが、忘れ去られることもない、
彼の名は記念アーチに刻み込まれている、
タンボ、ボーンズ、ジム・クロウ、アンクル・リーマス、
ジョン、サム、ボーイ、サンボ、

白人の頭の中で生み出されたイメージで
子供のような笑顔と足取りで全力を出して
近くにいる人なら誰をも
楽しませ、話しかける、
真珠のような笑顔、まん丸の目、リズムカルな足取り、
陽気な笑い、

大衆文化の中の国民的道化師
安らかに眠り給え、
よみがえることは決してない

(ボスキン，1986，pp.12-13)

詩が示すように、「サンボ」のイメージは、世界特にアメリカに植民されたアフリカ系出身者（奴隷）のそれぞれの時代の生活の現実を集約して象徴的に表すものである。彼らの住む世界における社会的地位と現実の姿が歴史的に変遷してきた実相を示すものである。

「黒人」ステレオタイプの典型が「サンボ」であった。「サンボは、長年アメリカ文化に君臨していた永続的な漫画の主人公である。娯楽が大衆の生活の中で大きな位置を占めるようになった社会では、彼のトレードマークは楽しい笑いと言気さだった。アメリカの歴史の中を生き抜いた彼の生涯は、現実とステレオタイプ（偏見）の入り交ざったものだった。しかし、やがて彼は、ウォルター・リップマンの大衆イメージに関する画期的な作品の中で『完璧なステレオタイプ』と名づけられたものへと姿を変えていった」（ボスキン，1986，p.13-14）。大衆のイメージする「黒人」像は定着し、「黒人」を象徴するステレオタイプが「サンボ」だったのである。大衆のイメージする「黒人」像は定着し、「サンボ」は、黒人ステレオタイプをいつでもどこでもだれにでも喚起する呼称になった。

1850年代、1860年代、1890年代～1900年代、1920年代、1930年代と、「黒人」のイメージは社会の変化を背景に特徴を変化させてきたと、ボスキンは分析する。そしてその起源は1600年代にあるという。「サンボの生涯は十七世紀初期の植民過程から始まる。…ヨーロッパ人は奴隷貿易の初期に初めて西アフリカの人間に接して最初の息吹を吹き込んだ。サンボは特定な個人と考えられるずっと以前に、既に一つの人物になっていた。西ヨーロッパで徐々に根をおろしたサンボの存在は、黒人に生きるエネルギーを与えるようになった。黒人はカリブ海の西インド諸島の砂糖農場で働く黒人であったり、バージニアやマリーランドの海岸地帯のタバコ農場で働く黒人でもあった。後に北米の植民地で働く黒人も同様である。時が経るにつれてサンボは植民白人の家庭にはなくてはならない存在となっていった。特に労働者としては言うに及ばず、芸人として必要な存在になったのだった。彼のもつ陽気さが求められた。その人物像は、大衆文化の中で本格的な喜劇の主人公として、偶像に祭り上げられた。サンボこそは地域や民族性を超えて文化的に本当

の意味でアメリカの喜劇役者である。それも最初の喜劇役者である」(ボスキン, 2004, p.19)。1830年代に「白人エンターテイナー、トマス・ダートマス・ライスは、 minstrel ショーで、顔を黒く塗り、『ジム・クロウ』という架空の人物になって、愚かで、奇妙な動きをする黒人を演じていた。歌あり、踊りありのこの持ちネタは大いに受け、ジム・クロウという名は、 minstrel ショーでは定番の喜劇登場人物として知られるようになった」(バーダマン, 2007)。「サンボ」は、アメリカ社会の娯楽の立役者、エンターテイナーとして必須の存在となり、その役割を与えられてきたのだ。

サンボは、決して機知に富んだ機転のきく道化師として期待されたわけではなかった。愚鈍で間の抜けたしぐさと言動が、黒人道化師の娯楽性の本質であった。「アメリカのサンボには愚か者にそなわるある種の特徴が欠けている。舞台の上ですべき内容の点で道化とサンボは異なってくる。サンボは道化の持つ智恵とももの見方を示してはならないことになっている。その結果、更に程度の高い批判や批評をユーモアの中に込む(ママ)ことをしてはならない。道化師はその鋭いジョークのために歓迎されることが多いが、一方サンボがそのような理性的批判精神を与えられることはほとんどない。…道化師は智恵のすばらしさを観客に与える。一方サンボはばか者の愚かさだけを表す」(ボスキン, 2004, p.21)。愚か者として象徴化され、笑いと愛嬌をふりまき、親しみやすい存在として娯楽を提供する役割を担わされたのが「サンボ」であった。ペリーが日本に上陸した折に、アメリカの艦船上で饗宴が催された。そのときアメリカの乗員が、余興に演じたのが「サンボ」の minstrel ショーであった。

2 日本の「人種」・「民族」差別と偏見

差別と偏見は、古今東西を問わず、何時の時代にもどこの国・地域においてもあった。だが、人々が、何を差別であり、何を偏見であると認識するかは、時代により大きな違いがある。身分制が当然視されている社会では、支配する階層の人々が、服従する民に対して暴虐に振る舞ったとしても差別とはならなかった。当然そのような社会では、「身分の高い人」が、「下層民」であることを理由に侮蔑的な言辞をそれらの人々に浴びせても問題にはならないし、嫌悪・憎悪・忌避の感情を庶民に対して抱き対応したとしても、それが差別であり偏見であるとは見なされなかった。社会的に差別・偏見が不当だと見なされるには、個人の人権が保障され、社会的な通念として社会を構成する人々はみな対等平等であるということが浸透していなければならない。しかも、この前提は特定の社会、特殊な国においてのみ認められるものではなく、どの国のどの民族、どの「人種」に対しても適用されなければならない。

(1)「不可触賤民」と差別・偏見 人種差別・偏見とは別に、日本には、膚の色、髪の色、目の色が全く同じである「日本人」に対する強烈な差別・偏見が存在し続けてきた。江戸時代には身分制がしかれ、「不可触賤民」が設けられた。もともと、非人や遊女は、神に通じる「聖」なるものへの関わりを生業にする人々であったといわれる。「非人、河原者も、たしかにその職能が『穢』のキヨメという呪術的色彩を濃厚に持っていた点に特異さがあるとはいえ、祇園の犬神人、興福寺、祇園寺の寄人である限りにおいて、これら供御人、神人、寄人と同様、『聖別』された身分に属していたということが出来る」(網野, 2005)。しかし、それは中世までのことだという。「非人、河原者が堂々と内裏に出入りし、天皇の直属軍として誇っていた時代…と、『一道の人非人』と卑下し、河原者がときに『穢多』とさえいわれるようになった時代との間には、ひとしく天皇、神仏

の直属の職能民といっても、やはり大きな隔りがある」(網野, 2005)。

人々を差別する社会の仕組みは歴史的に作り出されてきた背景を持つ。差別・偏見を考えると、「不可触賤民」が作り出されてくる過程を知り、歴史的・社会的・文化的要因を考慮することの重要性を示すものである。「中世以降も依然として漂白、遍歴をつづけることを余儀なくされた若干の漁労民、狩猟民や、呪術的な宗教民、芸能民の一部の場合、かつて保持した平民と区別される特権は、逆にここで差別の要因に転化していった。とくに、その職能そのものが社会的に忌避されたに関わることの多い人々、非人、河原者、を扱う人や、セックスを職能とした遊女などは、かつての『聖なるもの』との結びつきを失った結果、室町期以降、次第に強烈な社会的な賤視の下に置かれることになっていったのである。そして、江戸時代、遊女が遊郭に閉じこめられたように、幕府はときとして、これらの被差別民を特定の場所に集住させる処置をとった。…こうした江戸幕府の差別的な支配の下で、他の諸民族に余り例を見ない被差別部落、遊郭が形成されていった」(網野, 2005)。差別・偏見が、人為的に作られるものであることを示唆する見解である。

(2) **朝鮮人の強制連行と差別・偏見** 外国人に対する差別・偏見の問題は、近代以前から日本に存在していた。朝鮮人に対する差別・偏見はその典型である。すぐに私たちの脳裏に浮かぶのは、秀吉の朝鮮出兵・侵略(壬辰・丁酉倭乱; 文禄・慶長の役)とそのときに日本へ連行した朝鮮人である。「秀吉による朝鮮征服の野望は、武力による悲惨な状況を生み、朝鮮半島の奥地にまで惨状が繰り広げられた。『人には両耳があるが、鼻は一つである。朝鮮人の鼻を割いて、それを首級に代えよ』と、殺した朝鮮人の鼻をそぐよう秀吉は命じた。『一人の兵卒にそれぞれ鼻一升を割り当て、これを塩漬けにして賊魁(秀吉)に送り、鼻の数が十分になってからやっとなどりを許した』」(朴, 1984)という。朝鮮侵略では、無差別な虐殺、それに伴う鼻そぎ、暴行、略奪、放火、人さらい(約五万名を日本に拉致)等々枚挙にいとまがないほど暴虐の限りを尽くした。「日本軍は、全羅道に留まる意志なく、老少・男女を問わず、歩ける者は虜え去り、歩けぬ者は殺しつくし、朝鮮で捕らえた人々は日本に送って農耕につかせた」(藤木, 2005)。民衆は疲弊し餓死する者が多かった。「賊が京城(ソウル)を占拠してすでに二年たち、兵禍をこうむった千里の国土は荒れさびれ、百姓たちは耕すことも種をまくこともできず非常に多くのものが餓死した」(朴, 1979)。

苗代川(鹿児島県)の人々は朝鮮侵略に関わった島津氏によって薩摩に連行された(北島, 1982)。日本に連行された人虜は、当初は鹿児島の堅野に住まわされる予定であった。しかし、そこには南原城陥落時に寝返って日本人を手引きした不倶戴天の敵朱嘉儀がいたため、領主の命にもかかわらず定住を拒み、串木野の島平に移住させられた。島平の生活はいわれなき民族的迫害の連続であったという。串木野を逃れ苗代川に定住地を見出した後、島津氏の庇護の下に窯を開いた。江戸時代には日朝の国交回復のため、日本へ連行された朝鮮人は、わずかばかり朝鮮に返還された。が、苗代川の人々に郷里への帰還はなかった。薩摩の中の「異国」の民として明治維新まで集団生活を強いられた。彼らは、朝鮮人のみの集団生活や朝鮮の服装・言語・髪型など、祖国の風俗習慣を強いられた(以上、坂西, 2006bより)。

身分制は、絶対的権力を背景にした力による支配である。差別・偏見は、心理的な次元で語り尽くし、説明しきれぬものではない。ただ、こうした強制的・絶対的な権力による人々のカテゴリー化は、支配層・被支配層のすべての人々に、「不可触賤民」に対するステレオタイプをあまねく生みだし、不断に偏見・差別を作り出す働きをしてきた。差別される集団の持つ特質・性質は時代を越えて普遍的なものだ、という観念を人々の心の奥深くに植えつけてきた。こうした観念は、特定集団に対するステレオタイプ・偏見として現代に至るまで保持され、再生産され続けてきている。

(3) 開国と「白人」・「黒人」ステレオタイプ ところで、日本は海の孤島であり、海外との行き来は船を利用する以外になかった。海上交通を利用して、琉球を介した南方経路の交易や中国・韓国との交流は古来とぎれることなく行われてきた。しかし、日本人と西洋人との関わりは中世以降であり、16世紀にキリスト教の宣教師が日本を訪れたことが直接の契機であった。西洋人との交流は、やっとなつと安土・桃山の時代になって始まったのである。秀吉により、キリスト教が禁止され、日本国内での外国人との接触、交流は極端に制限された。江戸幕府による鎖国体制の完成により、外国との接触は長崎・出島に限られ、しかも支那・オランダ以外日本への入港が許されなかった。市井の人々が外国人の人に接することは皆無であった。しかし、19世紀になると、日本は欧米を中心とした強国から開国を迫られ、海外との交流を余儀なくされた。さらに、世界的に植民地主義、ナショナリズムが吹き荒れた明治・大正・昭和時代には、各国の民族や人種への関心が強くなった。欧米と対峙せざるを得なかった日本もまた、人種や民族を強く意識し、日本民族の独自性、特長を強調するようになった(坂西, 2005)。押し寄せる西洋文化・文明開化の浪、そして「白人種」との急激な接触は、画一的な白人観を生んだ。開国前後の日本人と西洋人の接触・交渉の過程で、西欧流の人種観に大きく影響されながら「白人」、「黒人」、「黄色人」に対する日本人の人種ステレオタイプ・偏見を発達させたのである。

表4 混血児はこれだけか(色別、性別年齢別児童数)(文部省, 1960より)

↓項目/色別→					↓項目/色別→						
総数	白	黒	不明	総数	白	黒	不明	総数	白	黒	不明
総数	3,490	3,004	400	86	総数	459	381	62	16		
男子	1,780	1,554	192	37	男子	245	209	31	5		
女子	1,707	1,450	208	49	女子	214	172	31	11		
一才未満	534	462	55	17	一才未満	344	301	36	7		
男子	263	228	26	9	男子	172	152	18	2		
女子	271	234	29	8	女子	172	149	18	5		
二才未満	580	518	53	9	二才未満	269	228	34	7		
男子	314	282	28	4	男子	135	113	18	4		
女子	266	236	25	5	女子	134	115	16	3		
三才未満	691	600	73	18	三才未満	10	10	—	—		
男子	349	305	36	8	男子	5	5	—	—		
女子	342	295	37	10	女子	5	5	—	—		
四才未満	598	499	87	12	四才未満	5	5	—	—		
男子	297	257	35	5	男子	3	3	—	—		
女子	301	242	52	7	女子	2	2	—	—		

(4) 「混血児」誕生の社会的背景 深刻な人種問題が日本にもあることを日本人に気づかせたのは、戦後(第二次世界大戦)の「混血児」問題であった(表4)。それも、「混血児」たちが思春期・青年期にさしかかったころに、彼らが引き起こす社会問題を通じてであった。数千にも及ぶ「混血児」が生まれた背景には、占領軍兵士から暴行・レイプを受けた大勢の少女・女性がいた(水野, 1953, 五島, 1953)。米軍の日本進駐以来、通訳として、彼らに接し続けてきた水野は、多くの女性の悲惨な境遇を告発している。「いきおい、私は、彼等を取り巻き、彼等に依って生活を立てている数多くの女性、パンパンと呼ばれる女性と、頻繁な接触を余儀なくされた」。無法状態次のように記す(表5)。「おなじアメリカ人といっても、白人と黒人の人種的な差別は、日々の食べ物にも区別をつけられるほどだから、肌の黄色い敗戦国民である日本人を對等に見る筈のないのは当然ながら、まるでとり締まることのない強姦にたいしては、ほとんど、犯罪という考えさえないようにみうけられる。基地内でもそうだし、基地外ですら、白昼人通りのある路上で、公然と強姦されるところに私がゆきあわせたこともある。まして、僅かに人目を避けた場所で、むぎむぎと、純潔を、奪われている女性の数は、とても想像に及ばない。それだから、アメリカ人の催すパーティに出る娘などは、強姦されるために出席するといっても聊かも過言ではない。パーティと強姦はメ

表5 横須賀市内の米兵犯罪（五島，1953より）

合計	事件の大別								
	その他の暴行	警官サ―ベル	自動車	時計その他	金銭強奪	傷害殴打		強姦	殺人
八九〇	一二	五三	三二	五二〇	二〇八	四〇	二一	四	白人兵
六七	〇	〇	〇	三二	二七	〇	八	〇	黒人兵
九五七	一二	五三	三二	五五二	二三五	四〇	二九	四	計
三〇三、三八七圓六四							二八二、四九八圓八		屋内
							二〇、八八八圓八六		屋外

注 リストは米軍が厚木と横須賀へ進駐してきた直後から十月末迄のもので、横須賀市内の他に縣下の分もほんの少しは入っています。これはすべて警察に届け出があり、終連から米軍へメモランダム形式で「ご考慮をお願いします」ために提出されたものだけです。届け出のなかったものはその数倍にも一殊に若い娘の凌辱事件などは、数十倍にもものぼっていることと思います。

タルの表と裏のような関係にある」。年端もいかぬ少女の被害も多かった。「貞操を蹂躪された女性は—その中には、しい十五、六の少女が含まれている（図3）。稀には十二、三の子供すら—『やぶれかぶれになり』、『やけになって』、家にいたたまれないまでになって、本格的なパンパンとなるまで、普通一年とかからないようである。彼女たちの年は、みかけより非常に若い。二十二、三を越える者はほとんどいない。みかけが年かさにみえるのは、夜も昼もない生活が、忽ちに命をすり減らし、老いこませていくからなのだ」。女性への無法の暴力は、基地周辺に多発したことがわかる（図3）。

敗戦の翌年（1946年）4月10日、14歳の時のことだった（吉武，1996）。「一回り離れている弟にせがまれるままに、青山墓地に桜の花びらのレイを作りに行ったのは。春爛漫の昼下がりの青山墓地は、風もないのに間断なく花びらがふりそそぎ、暴力の気配など毛ほども感じさせぬ眠気を誘うような静謐さに満ちていました。わたくしも弟も、花びらを両手で受け止め、可憐な一枚一枚を、針に通した糸に手練りよせながら、桜のレイを無心につくりあげていたのです。と突然弟の泣き叫ぶ声が聞こえてきました。振り向くと数人の進駐軍の兵士が立ちほだかるようにして立っていました。その中の一人が弟を高々と抱き上げていたのです。馬のマークが何だか大きく感じられました。弟を人質にとられてしまつては逃げ出すなどできようはずがありませんでした。

痛かったのか、苦しかったのか、当然吹き上げただろう感情の動きはもとより、現実になされたのか、我が身に降りかかった集団性暴力に関わる記憶が、すっぱり抜け落ちてしまっています。辛うじて記憶に残っているのは、霞がたなびいていた平安そのものを思わせる春

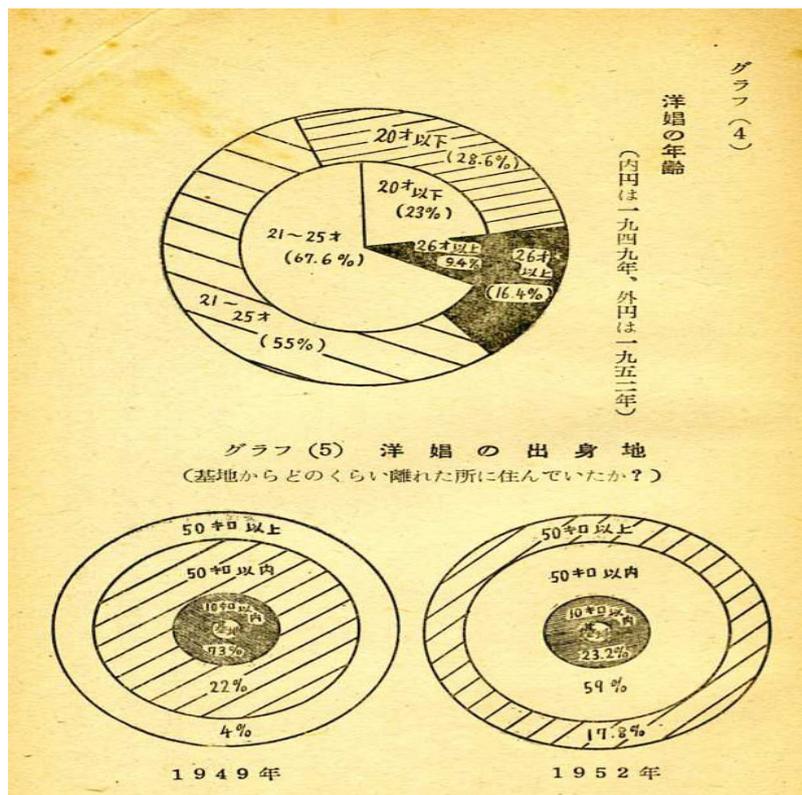
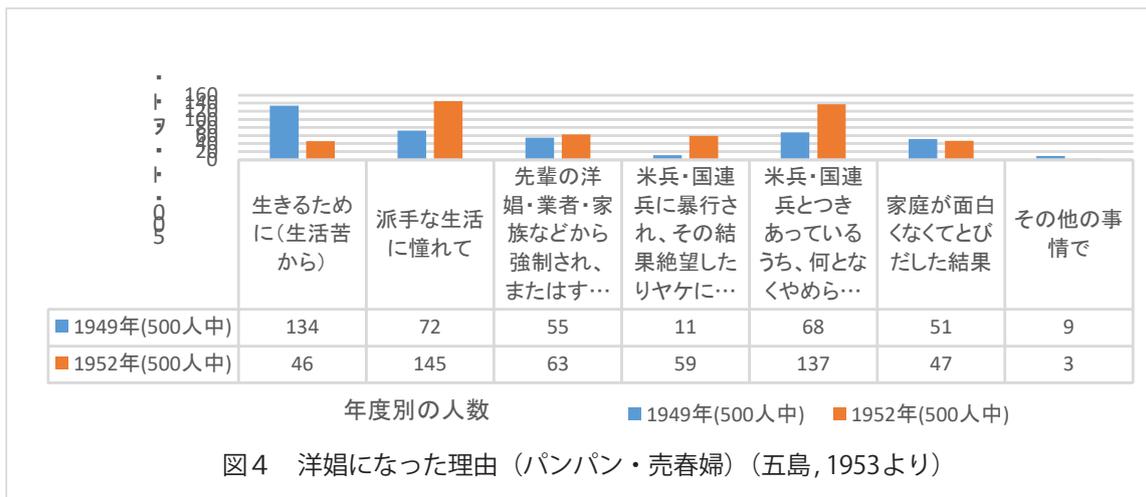


図3 洋娼 (パンパン：娼婦) の年齢と出身地 (五島, 1953より)

の空と落花の舞い、いくら過去の記憶をまさぐってみても、まるで同じフィルムをかけっぱなしにした映写機が脳に内蔵されているかのように、暴力とは正反対の平安そのものといった春の空と落花の舞いだけが蘇ってきます。混血児の中には、望まれて生を受けた子どもばかりではなかったかもしれない。「ひよっとしたら死んでしまうのではないかという死の恐怖におののきながら、必至にことの終わりのときのくるのを祈っていただろう14歳のわたくしが、なんともいえずいじらしく、可哀想で、50年たった今でも、春の空と落花の舞が脳裏に蘇ってくると、思わず両手を胸のところで交差させ、体の震えを止めるために、腕をしっかりと掴んでしまうのです」。心の傷は決して癒されることはない。

五島 (1953) は、女性の惨状を前掲の報告書にまとめた目的を二つあげている。「第一は米國兵およびその他の國連兵が日本の女性にたいしておこなった数々の残虐的・悪魔的・非人道的犯罪をできるだけ正確にバクロすること。第二は、いままでいろいろすぐれた著書やマス・コミュニケーションによってすでに伝えられてきた基地の女性たちやその背後にある勢力の實態を、より適格に、より徹底的に、より多角的に、幅廣く、先入観なしに見きわめることと、彼女たちの轉落原因や心理の底にひそんでいるものを深く掘りさげてみることであった。國民が彼女たちを理解し、彼女たちへの対策を考える上に、これらのことが少しでも役立てばいいと思ったのだけれど、わたしの能力のなさや有形無形の壓迫とのため、充分満足のいくような成果のあらわれなかったことをほんとうに残念に思う」。日本の「混血児」問題、人種差別・偏見問題は、むごい戦争が引き起こしたものだということを忘れてはならない (図4)。

(5)「混血児」の実態調査 『偏見の構造』を著す中で日本人の人種偏見を取り上げた我妻・米山 (1967) は、こう述べている。「本書は、今年 (1967年) の2月7日のNHKテレビ『時の動き』



に放送された『混血児の周辺』という番組を直接のきっかけとして誕生した。ある混血児の少年が起こした、不幸な事件のあとのことであった」。1966年12月13日、豊橋市の住宅において安藤和子(24歳)が妊娠9ヶ月の身で、水をはった浴槽に服を着たまま頭から逆さまに突っ込まれて死んでいた。14日後の10月27日、常磐線我孫子駅から入った新興分譲住宅の渡辺淑子(28歳)が両手・両足を細ひもで縛られ殺されていた。20日後の67年1月16日、今度は甲府市の渡辺喜美(25歳)が床の間の鴨居にぶら下がっていた。犯人の特徴は「ちちれっ毛で、顔の色が褐色、背の高い20歳前後の男」であった。逮捕されたのはアメリカ黒人兵と日本女性との間に生まれた混血児で窃盗歴のある塚田隆一(仮名・16歳)であった(事件・犯罪研究会, 1986)。事件とは、無期懲役の判決を受けたこの凄惨な少年犯罪のことである。「黒人少年」塚田は、日本中どこに行っても差別・偏見に曝される「混血児」の身の不遇を強烈に感じていた。

こうして第二次世界大戦敗戦後、混血児問題が社会犯罪として浮上してきた。朝日新聞記者の小林(1953)は、戦後の崩壊した社会に生きる子どもの窮状をまとめた「問題児」の中で、混血児問題をいち早くとりあげている。「問題児とは、戦争の犠牲を、あまりにきびしく受けた、気の毒な子供たちの総称である。戦後間もないころ、当時の問題児は、駅頭や地下道にたむろする、例の浮浪児だけだった。ところがさいきん、その範囲がどんどんひろがり、混血児、犯罪児、街頭児、学校へ行けない子……その数は百万人を突破した」。目次を見ると、筆頭の第一章に「混血児」が掲げられている。「1952年(昭和27年)の夏、ある週刊誌が『日本の混血児は実に約20万人』と報道した」(小林, 1953)。この記事は、社会に大きな衝撃を与え、「あまりにぼう大な数字は、日本の新聞、雑誌社側よりも、まず外国新聞、通信社に、大きな反響をよんだようで…外国記者からの問い合わせは、新聞社にも、厚生省や外務省にも、昼夜の別なく舞い込んだ」という。こうした騒ぎがあつてから、厚生省では大きい調査を前後二回行った。第一回目は、1952年(昭和27年)8月を基準とし、第二回目は、1953年(昭和28年)2月を基準とした。前者は、全国の助産婦、産婦人科医の申告制をとり、後者は全国の児童委員が調査に動員された。二つの調査の結果は大きく異なり、第一回調査では、全国の混血児総数は計5,065名(白色系4,250名、黒色系717名、色別不明97)名であり、第二回調査では、計3,490名(白色系3,004名、黒色系400名、色別不明68)であった。近代以前には、日本人は、ほとんどの場合人種問題には血縁関係を抜きにした第三者としての関わりしか持たなかった。ところが、「混血児」問題は、日本人女性と外国人男性(兵士)の間に生まれた日本人を親とする子ども、つまり「日本人である子ども」の人種

問題であり、同時に子どもの肌の色を中心にしたいわゆる「白人」・「黒人」の区分に関わる人種差別・偏見問題でもあった。

(6)「混血児」の就学と人種差別・偏見 「混血児」問題は、当時の文部省も深刻に受けとめ、1954年と1955年に「混血児指導記録」(文部省初等中等教育局, 1954, 1955)を発行し、混血児に対する差別・偏見に注意し、「人種」に配慮した教育指導を行うよう要請している。白人系の子ども割合が多かったことが報告されている。「昭和28年度はいわゆる混血児が小学校に就学する第一年度として各方面の注目を浴びていたが、その就学者は昭和28年4月20日現在の文部省の調査によると総数430名、就学学校数は約300校」であった。…就学児総数のうち白色系が81%を占め、最もその将来が心配される黒色系は19%である。養育者別では父兄(実母)64%、縁故者12%、知人(里親含む)6%、養護旅試18%となっており、また地域別に見ると市76%、町14%、村10%となり、市部特に大都市への集中が顕著である」。差別・偏見の実態はさほど深刻ではないと、次のように述べている。「級友や上級生との関係は、混血児自身も周囲も未だ明確な自意識がなく、一時的に差別視される(ひやかされたり、仲間外れにされたりする)事件は散発するが、担任の先生を始めとする学校の努力によって解決され、永続的な深刻な差別視の例は皆無といってよい。また学校の他の児童の父兄も非常に協力的である。しかし将来次第に自覚していくにつれてこのままではすまないであろうということはすべての先生が心配されており、何らかの長期的な解決策が要望されている」。とは言いつつもその一方で、「一般社会の混血児に対する好奇心あるいは軽べつ的な目はやはりどうすることも出来ず、混血児の将来に不安を感じさせる。また、ジャーナリズムのこの問題に対するセンセーショナルな取り上げ方に対し、すべての先生が警戒的な態度を示されている事は、一人一人の混血児の将来を考えると、もったもな事と思われる」。混血児に対する社会の目の厳しさ、あからさまな差別・偏見の存在を報告している。

同じ時期、山内(1954)は、「日本人を母親に持つ、純血乳幼児と混血乳幼児との精神発達に関する比較研究」と題する研究を行っている。東京都神田保育園園児の「純血児」と東京都養護施設カリタス会ツボリ寮乳幼児と同恵明学園乳幼児の「収容純血児」、さらに神奈川県養護施設エリザベス・サンダース・ホーム(サンダース・ホーム誕生の経緯については沢田(1991)の自伝に詳しくかかっている)の「収容混血児」を対象にした比較研究である。結論として、「混血児としての特異性というべきものは認めることができず、かえって収容隔離の養育、すなわち取り扱い方の欠陥らしく考えられるものが現れたにすぎなかった。しかし収容施設在住の純血児にせよ混血児にせよ施設病ともいわれるホスピタリズムの影響をどうするか、あるいは混血児を社会の偏見なくそだてることがこれらの児童が社会に適応していくうえに、せひ必要なことではないかと考える」。乳幼児においては、「混血児」と「純血児」の間に差異は認められていない。

その後、文部省は1960年に「混血児指導資料」(文部省, 1960)を発行し、指導にあたって教育上特段の配慮を再度要請している(文部省, 1960)。昭和34年7月1日現在の調査結果によれば、混血児在籍数は、総数2,401名、在籍学校数は小学校1,105校、中学校209校である。調査時点も含めて、学校に在籍した混血児童数は3,000を越えると推測している。学年別人数は、小学校1年248人、2年303人、3年452人、4年420人、5年377人、6年315人、中学校1年286人である。「小学校3年生(昭和32年入学—昭和25年4月2日から昭和25年4月1日まで)に出生した子ども)を頂点として、その後は減少の傾向を示している。男女別はほぼ同数、皮膚の色別では白色系82%、黒色系18%で、従来と変わらない」(文部省, 1960)。この報告書の中で、古畑・田中・西丸(1960)は、白人系、黒人系、いわゆる人種別に混血児を分け、IQ・血液型・掌紋について「純

血」の日本人児童との間で比較を行っている。

前掲書の我妻・米山（1967）のことばは、「混血児」が、初めて日本人に人種問題を当事者として真剣に考えなければならない問題だ、ということに気づかせたことを物語っている。「私たちはその取組もうとしている問題の根が、予想以上に大きくかつ深いことを知るようになった。混血児の問題はふかく人種的偏見に関わっていること。それが“人種”という、常識的につかわれていながらも、じつはきわめてあいまいな言葉の意味と関わりあっていること。そして、自分に対して抱くそれをも含めて、人間のもつ“偏見”というものの正体は、個人にとっても、日本ぜんたい、世界ぜんたいにとっても、はっきりとらえておかねばならない性質のものであること。こうした課題は、“混血児問題”そのものとは別のことだけれども、この種の社会問題を考え、解決してゆくためには、どうしても十分に理解してゆかねばならないものであった。このようにして、わたしたちは“混血児問題”と平行して、偏見の問題、ことに人種偏見について、それを私たち日本人自身の問題として考えてみようとした」。日本の人種問題を著した最初期の研究書である。

引用文献

- 網野善彦 2005 中世の非人と遊女 講談社
- バーダマン（ジェームズ・M・バーダマン）2007 黒人差別とアメリカ公民権運動—名もなき人々の戦いの記録（水谷八也訳）集英社
- 坂西友秀 2005 近代日本における人種・民族ステレオタイプと偏見の形成過程 多賀出版
- 坂西友秀 2006a 「心理學研究」における民族の心理学的研究 平成15年度～平成17年度科学研究費補助金 基盤研究（B）研究成果報告書「日本における教育心理学の成立と展開を巡る歴史的研究」研究代表 高砂美樹 課題番号15330138 35-77.
- 坂西友秀 2006b いじめ体験をどう乗り越えるか—故郷忘じがたく候を読んで— 児童心理 39-43.
- 朴鐘鳴訳注 1979 懲毖録 平凡社
- 朴鐘鳴訳注 1984 看羊録 平凡社
- ボスキン（ジョセフ・ボスキン）2004 サンボ—アメリカの人種偏見と黒人差別（斉藤省三訳）明石書店（Joseph Boskin 1986 Sambo: The Rise & Dmise of an American Jester. Oxford University Press）
- ブレイス（C. ローリング・ブレイス）・瀬口典子 2005 「人種」は生物学的に有効な概念ではない（「人種概念の普遍性を問う」竹沢泰子編）人文書院編 437-467.
- 英連邦賢人調査団 1987 アパルトヘイト白書—英連邦調査団報告—（笹生十博夫・福島良介・中山了一訳）現代企画室（The commonwealth Group of Eminent 1986 Mission to the South Africa: The Common wealth Report. Persons, Penguin Book）
- 藤木久志 2005 天下統一と朝鮮侵略 講談社
- 古畑・田中・西丸（1960）（文部省 1960 混血児指導資料所収）
- Geber,G.A., & Newman, S,P. 1980 Soeto's Children: The Development of Attitudes. EUROPEAN ASSOCIATION OF EXPERIMENTAL SOCIAL PSYCHOLOGY, (In EUROPEAN MONOGRAPHS IN SOCIAL PSYCHOLOGY 20, TAJFEL, H. (Ed.)), LOND ON: ACADEMIC PRESS
- 五島勉 1953 続 日本の貞操 蒼樹社
- グールド 1998 人間の測りまちがい（鈴木善次・森脇靖子訳）河出書房新社（Gould, S. J. 1996 THE MISMEASURE OF MAN Norton & Company）
- ハッチンソン（E. G. ハッチンソン）1998 ゆがんだ黒人イメージとアメリカ社会—ブラック・メール・イメージの形成と展開 明石書店
- 星昭・林晃史 1978 世界現代史13 アフリカ現代史I 山川出版
- 池本幸三・布留川正博・下山晃 1995 近代世界と奴隷制 人文書院

- 事件・犯罪研究会 1986 明治・大正・昭和 事件・犯罪大事典 東京法経学院出版
- 北島万次 1982 『朝鮮日々記・高麗日記』そしえて
- 小林文男 1953 問題児 民生事業研究會
- マーシャル, P. J. & ウィリアムズ, G. 1989 野蠻の博物誌 (大久保桂子訳) 平凡社 (P. J. Marshall and Glyndwr WQilliams 1982 Great Map of Mankind. -British Perceptions of the Enlightenment- J. M. Dent & Sons Ltd.)
- 水野浩 1953 日本の貞操—外國兵に犯された女性たちの手記— 蒼樹社
- 文部省初等中等教育局 1954 混血児指導記録一
- 文部省初等中等教育局 1955 混血児指導記録二
- 文部省 1960 混血児指導資料 (古畑・田中・西丸 (1960))
- ムーア (ロバート・ムーア) 2005 19世紀ヨーロッパにおける人種不平等 (竹沢泰子編 2005 人種概念の普遍性を問う—西洋的パラダイムを超えて) 人文書院 p.113-130.
- 岡倉登志 1999 西欧の眼に映ったアフリカ—黒人差別のイデオロギー— 明石書房
- オモンド (ロジャー・オモンド) 1989 アパルトヘイトの制度と実態 (齊藤憲司訳) 岩波書店
- ポストック (マイク・ポストック) 1990 アパルトヘイト問題入門 (天笠啓祐・楠瀬佳子訳) 第三書館 (Bostock, M. 1986 APARTHEID: A GRAPHIC GUIDE, LONDON: Camden Press)
- サイクス (ブライアン・サイクス) 2001 イヴと七人の娘たち (大野晶子訳) ソニー・マガジズ (Bryan Sykes 2001 THE SEVEN SAUGHTERS OF EVE (Shei Land Asso ciates.)
- 猿谷要 1971 アメリカ黒人解放史 サイマル出版会
- 沢田美喜 1991 黒い肌と白い心—サンダース・ホームへの道— 創樹社
- 高野信夫 1977 人種の起源 黒人→白人→黄色人 三一書房
- 竹沢泰子 2005 人種概念の包括的理解に向けて (「人種概念の普遍性を問う」竹沢泰子編) 人文書院 9-109.
- ウェルズ (H.G. ウェルズ) 1970 世界最終戦争の夢 (ウェルズSF傑作集2): アリの帝國 (阿部知昭訳) 河出書房
- 我妻洋・米山俊直 1967 偏見の構造—日本人の人種観— 日本放送出版協会
- 山内茂 1954 日本人を母親に持つ純血乳幼児と混血乳幼児との精神発達に関する比較究 日本大学文学部研究年報 第四輯 昭和二十八年度 (第二分冊) 115-126.
- 吉武輝子 1996 死と生を見すえて—娘あずさへの手紙— 岩波書店

(2017年3月31日提出)

(2017年4月17日受理)

Studies on discrimination, prejudice and attitudes toward race and ethnicity (I)

Discrimination and prejudice against "race" and "ethnicity" in modern times and present days

Tomohide BANZAI

Saitama University, Faculty of Education, Psychology and Educational Practice Course

Abstract

This study is the first half of a series of studies. One of the purposes of this paper is to overview the historical transition process of discrimination and prejudice about race / ethnicity. The second objective is to show that the essential cause of discrimination and prejudice is not being in biological differences and features but social and cultural creation. Therefore, the contents and aspects of discrimination and prejudice are changing dramatically according to the times. The first part (I) briefly traced the realities of race and ethnic discrimination and prejudice based on the slavery system and historical facts of black liberation. The abolition of slavery in the United States was attained at the end of the hardship as a result of overcoming the "racial conflict" and social movement. Nonetheless, even in the 1950s, the actual state of black discrimination was prevalent in society. The development of the civil rights movement clearly showed that race, ethnic discrimination, prejudice exists strictly in society. Even now at the time of the 21st century, discrimination and prejudice remain in front of us as a serious problem. In the discussion, first, in Chapter 1, we clarified the history of overseas racial / ethnic discrimination and prejudice according to the following contents. 1 Ethnic discrimination and prejudice in the world, (1) Introduction, (2) Slavery and racial discrimination, (3) Modern race discrimination and apartheid, (4) Racial discrimination education under apartheid, (5) Black image, (6) Classification of race, (7) Race ninth actuality, (8) The origin of race is the same, (9) Differences in physical characteristics by race, (10) Symbolized "Black man" Sambo. "In the second chapter, we examined historically the problems of racial / ethnic discrimination and prejudice in Japan, in relation to the Pacific War / Defeat. The contents of the discussion are as follows. 2 Ethnic discrimination and prejudice in Japan, (1) Discrimination and prejudice as "inaccessible people", (2) Forced entrainment of Koreans and discrimination and prejudice, (3) Opening and "Caucasian" and "Black" stereotype, (4) Social background of the birth of a "mixed-blooded child", (5) Survey on actual condition of 'Mixed child', (6) Schooling and racial discrimination and prejudice of 'mixed-blooded child'.

Key Words: race, ethnicity, Slaves release, Civil right movement